

Title	商家家訓の一例 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.4 (1942. 4) ,p.340(70)- 354(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19420401-0070
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420401-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商家家訓の一例

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

産根高等商業の宮本又次教授の近著「近世商人意識の研究」はその副題を「家訓及店則と日本商人道」と題し、主として江戸時代の商家の家訓及び店則を分析批判して、當時の商人意識を明白にせんとしたものである。教授が先に公刊された「近世商業組織の研究」並びに續いて發表されんとする「近世商業經營の研究」と共に、日本商業史の研究の三部作を構成するものである。私は未だ研究開拓の餘地頗る多いこの方面に著々實績を擧げられてゐる教授の絶へざる努力に深く敬意を表すると共に、その功就るの日の一日も早からんことを期待する。

本書において教授は第一部において一般的に商人意識を概説する。商人並びに商人意識を規定したる後、一方商人意識の内包的分析をなすと共に、他方商人意識を武士意識・百姓意識・職人意識と比較し、その外延的限定を與へる。かくしてその具體的表現形式を株仲間の規定並びに家訓店則に求められる。株仲間については、すでに教授に「株仲間の研究」なる好著がある。家訓店則の特殊研究を今本書の第二部として發表されたのである。

家訓店則に現はれた商人意識が大體において極めて消極的であり、「微温的・常識的な思想の表明にすぎず、積極

的と云つても封建的體制を限度とし、身分社會・職分社會を前提とし、この社會意識の拘束下から一步も出てゐない」(七二頁)とする教授の論斷には全然同感である。又その商人意識の消極面として、奉公・體面・分限の三意識を摘出し、又積極面として、始末・算用・才覺の三つを擧げられたことも、極めて妥當であり、その明確な推理分析に敬服せざるを得ない。かつ文章も亦流麗、興味深く讀過し得るから、大方の一讀をお奨めする。

ただ私は當時の商人意識が何故にかく消極的であつたか。又果たしてすべての商人がかく消極的であつたかどうか、また研究の餘地があるやうに思ふ。勿論當時の代表的な商人についてみれば、先づ一般に消極的であつたのみなければならぬ。殊にもしその資料を家訓並びに店則の如きものに採れば、當然現状維持の消極的面のみが強調されざるを得ない、といふのは元來家訓店則の類は、多く祖先又は自己が粒々苦心して作りあげた家業を維持していくこと、又不肖なる子孫に依つて没落の運命に陥ることなからしめんがために定められたものだからである。

教授は寂、佗、數寄といふ心のもち方を解釋され、そこに知足安分思想の發露を求められる。そして「足らざるを足れりとして工夫し、満足し、その中に生きる所に數寄がある、引き寄せて結ばば人間生活の場所としての柴の庵となつても、解けば直ちにもとの野原となつて跡方もない。人間生存の最小限度の欲望充足を願ふだけである。佗・數寄乃至寂の意識が町人・商人層に於て相應に根強く且つ廣く浸潤し、茶道・俳諧として具體的な表現をとつたことは、利を目的とし、始末・才覺・算用を念とする商人なるが故に、又體面・奉公・分限を知る江戸時代の商人なりしが故に、アイロニーに似て、決して矛盾でない調和を認めないわけには行かない。風雅・風流に生きること自體が、商人道に最もかなつた生き方であり方であつたのである」(二〇二―二三頁)といふ。しかし多くの家訓などに現はれたところでは、茶道・俳諧等を弄ぶべからずとし、風雅・風流を禁じてゐるのではなからうか。勿論「物の效用を十二

分に發揮せしめて使用し、工夫し、費消する傾向は物資の生産の不十分であつた當時においては、經濟倫理として高く評價されてゐたことも事實であり、又物財に執着することが頗る少なく、淡泊であり、興へられたものを以つて満足せんとする生活態度が日本人にはかなり一般的であることも認められる。従つてさうした精神的影響が家訓や店則に現はれて來ることも認められる。しかしそれだけを以つて家訓や店則に現はれた商人意識の消極性を十分に説明し得たとは考へられない。

私はかうした家訓や店則が「家」又は「家業」の繼續維持に重點を置いたものとみたい。宮本教授もその分限意識を分析し、「第一に知足安分・少欲知足の觀念で、第二に仕來り尊重、新儀停止の保守的傳統的精神となつて現はれ、第三に家業尊重の意識となつて示現した(七七頁)といはれ、さらに家業尊重を説明して、「家業第一主義はそれが單なる一己の利益追求の行爲でなく、家なる全體に結ばつてゐたことを思ふべく、家業に連なつたものであらう」(八二頁)と説明されてゐる。私はむしろこれらの家訓店則の全體の構想がこの一點につながるものと解するのである。當時の人にとつて家はそれに附隨する物的収入と聯關して考へられてゐる。武士の家に祿があるが如く、百姓の家に高があり、商人の家にも家職がある。それを間違ひなく繼續せしめたいといふ意欲が奉公・體面・分限の意識を強調せしめたのである。従つて時にその奉公意識や體面意識は本來のものから餘程歪められることにもなる。だがこの「家」「家業」の觀念が、わが經濟思想に重要な特質を與へてゐると考へられるが、今はそれらの點をこゝに説明する餘裕がない。

ただ如何に家業第一主義であつたかといふことを示す一例として、平井家の「家法誠定式」を紹介しよう。同家は京都・大坂に店を有してゐた大商人らしいが、詳細なことは不明であり、大方の教示を得たいと思ふ。全部で五拾箇

條から成り、懇々と家業の大切なること、又奢侈・遊藝・學問の不要を説き、儉約・質素を力説してゐる。平井家にはこの外に家法定式、吉凶定式各五冊宛規定されてゐたものらしく、恐らくより詳細なものであつたらう。従つてこゝには宮本教授の所謂外部に對する奉公意識——公儀第一主義、仲間第一主義は全く現はれてゐないが、それらの詳細なものうちにはあるひは規定されてゐたかも知れない。こゝでは全く一族一統——本家・連家・別家——中心である。連家は恐らく本家から出た一族の者であり、別家は一般と同じく番頭・手代の獨立せる者であらう。本書は學者に書かせたものでなく、従つて誤字、宛字が頗る多く判讀に苦しむところもある。側らに附したカナは原本に存するものをそのままに附した。又誤字等も多くそのままにして側らにマ、と註記した。本書は原本そのものではなく、何人かが書き寫して置いたものである。

「家法誠定式」之事

一元祖圓清被仰置候家訓廿三ヶ條之趣、平日無失念、嚴重ニ相持、不心得毛頭仕間鋪事、

并ニ一原圖席文之趣、常ニ能ク會得致し、其元ヲ不忘却、奢ケ間鋪類急度相慎、元祖幼年ノ御艱難御苦勞之段、深ク相考、御慈恩冥加之程恐入必忘レ申間鋪候事、

一家法定式内、立規矩之趣并ニ誠メ心得之條々、毛頭無違背、嚴重ニ相守可申候、猶又他家縁組不通證文被取置候、右證文之通子孫ニ到ル迄堅ク相守可申候、且末ニ到リ恩愛ヲ申立、我儘法外等曾而仕間鋪候事、

附り店々會所又者臺所等ニ在之候懸ケ板表ケ條之趣、平生無失念叮嚀ニ爲相守、等閑猥ニ仕間鋪候事、一博奕諸勝負者不申及、賭當等之類堅ク誠之事ニ候得は、縦聊之爲事共決而仕間敷候事、

并ニ座株會所、惣山事ニ組合加り候義ハ不及申、頼母子之類加入堅仕間敷候事、一米・小判・錢・藥種・蠟・油其外何に不寄、惣而不實商内之類ハ別而堅誠メ第一之事ニ候へ者、別而恐慎、縦令聊之事たりとも堅仕

間鋪候事、

并ニ商賣物之外諸色何ニ不寄、相庭高下思入買置物之類一切仕間敷候事、

「御大名様方ハ勿論、御堂上、武家方御取替、調達銀、仕送者不及申、加入等、縱令如何程丈夫儘成事たり共、出銀聊ニ而茂堅仕間敷候事、

并ニ御出入又者御用或ハ御公役等堅ク相勤申間鋪候、都而武家方屋鋪附合一切仕間鋪候事、

一御公邊筋并ニ店々火之用心之儀ハ、到而大切身上ニモ拘り申、一大事ニ候得者、午日深ク恐入、過無之様至極大切肝要事ニモ毎度吳々可申間候事、

并ニ諸式直段ニ拘り、出所危敷物堅買仕間敷候、且又店々奉公人請狀念入取置、其外諸事不念不調法不慮之故障出來不申様、常々手堅ク可申間候事、

一人請ハ不申及、金銀請負通名或ハ加判等之類堅誠之事ニ候ハ、縱令親子兄弟其外親類縁者如何程無據方たり共、都而請負印形之類堅仕間敷候事、

并ニ口請合・肝煎・言次等之類右同斷之事、

一先規方仕來り商賣之外何ニ不寄規規商賣企堅仕間鋪候事、

并ニ他所他國へ出店容易ニ企申間鋪候事、

一前々先例無之新規之儀、何事ニ不寄規ニ拵へ申間敷候、且又諸事年數際限無之事、何ニ不寄堅仕間敷候、尤其品ニ寄三ヶ年ヲ限り可申事、

并ニ吉凶之時節定式之通無相違、諸事手輕ク古當事ニ取斗ひ、費ケ間敷類堅仕間敷候事、

一本家通家妻子身分仕附方、并ニ縁組之儀一統相談之上、内輪血縁似合敷者縁組爲致可申候、自然相應成者無之節ハ、他家商人、

百姓筋目宜敷方ハ不通ニ而兩家之内江致養女ニ、其上嫁附、兎角双方薄縁ニ不相成様可致候、尤も養女之節家法式之通不通證文嚴重ニ取置可申候、其外諸事家法定式之趣急度相リ、毛頭違背我儘勝手筋堅申間鋪候事、

并ニ帶刀人・長袖之方縁組取遣り、家法停止之儀候間、此旨堅相心得可申候、且又別家中妻子身分仕附方、且又家法定式之通堅相守可申事、

一兩本家、連家ハ勿論、於店々ニ金銀内證借リ之類堅誠之事ニ候得者、聊ニても堅仕間敷候事、

并ニ當座借リ、又ハ兩替取引通入込銀等右同斷之事、

附リ自分金銀借貸取引等一切仕間鋪候事、

一元ノ於勘定方ニ外様預リ銀、無據世話仕候得共、主人代印形ハ不申及、縱令主人方たり共、一判以預リ銀一切仕間敷候、兩本家連判、又ハ元ノ名代家中加判致し、何方ニても預リ銀一判以堅仕間敷候事、

并ニ元ノ勘定方金銀取替、他ハ不申及別家中内輪たり共、一判以取引銀一切仕間敷候事、

一兩本家并ニ連家住宅ハ勿論、掛ケ家敷之分家貸出入等之類ハ不申及、銘々名前之家屋敷縱令實子伴たり共、相談ニ不及、一在我儘ニ相譲り候義堅ク仕間鋪候事、

并ニ銘々名前預リ死後讓リ等證文、家法定式之通別家中江差出し置可申候、尤死後讓リ當テ名之人ハ相談之上指圖方へ相譲り置可申候事、

一兩本家并ニ店通勤之連家、私宅又ハ出店等致、自分商賣何ニ不寄一切致シ申間鋪候事、

并ニ店通勤之別家、右同斷、尤相談用檢上世件等ニ爲致候類ハ格別、但し出勤又者店差障リニ相成し商賣體一切爲致申間鋪候事、

一自分商賣之連家并ニ別家之内、自分商賣調達銀無據元ノ方取引致置候ハ、銀高負數并ニ年限・歩合等、家法定式内定之通口_{虫喰}

受銀高餘分縱令暫之當座取替たり共、一切致し中間鋪候、且又他國別家自分商賣調達銀取引一切無用之事、

并ニ本家・通家銘・親類・縁者等江金銀取替調達元ノ方々堅仕間敷候、若無據義ニ候ハ、自分賄銀之内以調達致、其外合力都而無心ケ間敷類、元ノ方へ少し茂掛ケ中間鋪候事、

一元ノ方有金銀之分、家法定式之通、主人方之物ニあらず、元祖之遺銀、則京・大坂店、商賣相續基手銀也、然ル上ハ元ノ方金銀主人共我儘自油ニ少し、爲致申間敷候、依之元ノ勘定之儀ハ店、并ニ本家、通家其外親族内輪一統渡世相續根縮源本元之括リニ候得ハ、年兩度勘定至極明白ニ仕、元ノ方ニおゐて金銀物入、又ハ損失内損、失墜、歩惑等之るひ一切無之様、平日勘定向キニおいてハ萬事ナドク木強緩ニ不仕、勘定都合能致必、不勘定堅仕間敷候事、

并ニ元ノ方元祖遺銀江不納又ハ損失懸ケ候者、別家ハ勿論縱令通家其外親類之者たり共、其品ニ寄重ク取斗ヒ可申間候事、一兩本家始メ隱居并ニ店出勤之通家、銘、自分賄方夫、分限家法定式之通賄料以不仕覺無之様平日無油斷、家内分限質素儉約取締り等堅固ニ相守、賄銀定メ之外少し茂借リ越、借銀等堅仕間敷候、若萬一無據臨時物入等在之、自然借リ越出來候方有之候ハ、不捨置其品相糺、其人身寄近キ本家又ハ隱居・通家・親類方賄銀之内方取替爲相辦、元ノ方ニおゐて借銀又ハ拜借等之類其外内損、失墜賄ニ而も堅仕間敷候事、

并ニ店通勤別家中右同斷、借リ越借銀等堅爲致申間敷候事、

一本家并ニ通家住宅破損ニ及、無據普請仕候ハ、勘定方案中立合相談之上、右普請入用銀高相積リ、員數相定、家作手輕ク爲致、元ノ方門普請物數寄好等一切不爲致、右員數銀高之外少しも余元ノ勘定方賄ヒニ堅仕間敷候事、

并ニ常々輕キ修復破損勝手普請等之類、入用銀之分不殘銘、自分方相賄、元ノ方入用銀ニ一切致申間敷候事、但し自分商賣、通家之分家作諸普請等元ノ方一切構申間敷候事、

一京大坂本家并ニ通家住宅之分、町役諸入用諸願ケ等之類不殘自分方相賄、元ノ勘定方入用ニ一切仕間敷候事、

但シ掛屋敷之分ハ町役諸入用、破損普請入用等家賃銀以差引相辦へ相定、明白ニ相立可申事、

一本家方下屋鋪ハ勿論隱居住宅家屋鋪何方ニても新規ニ相求申間鋪、借宅ニ而隱居可仕候、且又本宅又ハ隱居ニて茂茶室・圍其外物敷ニ寄好上成ル座敷庭等一切拵へ申間鋪候事、

并ニ通家之分自分所持之貯銀飯料^{カケウ}と用意手當無之方、別宅隱居堅仕間敷候事、
一本家方始メ通家・別家中一統銘、分限ヲ能辦、平日諸事儉約堅相守、費不益之類ハ不申及、諸事不取締不仕覺無之様無油斷、家内しつ廻質素專要ニ取賄可申候事、

并ニ京大坂店、儉約堅爲相守、諸入用品ニ逐一相改、失却難用諸懸リもの多ク掛リ不申様無油斷吟味致、一切增長爲致申間敷候、且又店諸普請ニ存容易ニ堅仕間敷候事、

一京大坂店、勘定向、平日無油斷手堅ク申聞、不勘定堅爲致申間敷候、且又年兩度店卸勘定諸譯ケ委細念入相改、不分明紛敷義無之様明白ニ相糺可申事、

并ニ元ノ方始メ京大坂店、諸入用品筋合相改、自分私用之類ハ不申及、其譯合相糺シ、掛リ違之人用銀縱聊之品ニ而も店入用ニ堅仕間敷候、惣而勘向之義ハ緩ケせ無之様至極木強ニ爲致、筋違不分明之人用銀一切掛ケさせ申間敷候事、

一主人方店へ日々出勤致、諸仕法之趣ハ勿論、商賣體其外取締リ之筋又ハ諸帳合并ニ金銀出入等明白ニ相改、諸事聞請用談滯不申様出勤懈怠一切仕間敷候事、

并ニ二季寄會ハ不申及、平日毎度内寄會相勤、諸事利方宜ク、用談意リ申間敷候事、
一店通勤通家始メ別家衆中、店江日々出勤刻限泊り番、又ハ臨宿不參等之譯ケ人別ニ委敷相糺、勤方自墮落我儘^ニ堅爲致申間敷候、若勤方怠リ遊參ヲ好、不情疎成ル者ハ不捨置、相談之上出勤退役爲致可申候事、

并ニ私欲虛亡ケ間敷類ハ不申及、内分潔白不正筋自然有之候ハ、無宿免早速ニ退せ、其品ニ寄重ク取斗ヒ可申間候事、

一 本家・連家男子、分指三歳々店へ出し、家業之通能仕覺させ、二十歳内外、前代仕來之通商賣體鍛練、執行之爲身心之懸し、旅他國所、返參爲致、必遊樂一切爲致中間敷候、若年之頃、辛抱ヲ懲、執行無之、若遊樂癖附キ候而ハ、おのつから家支之勤ヲ嫌ひ、終ニハ野良者と相成、親族ニ被疎、行末本人甚不爲難義と成、却而其身之仇、後悔可有之間、必免用捨仕間敷候事、

并ニ店通勤別家中世梓右同斷之事、

一 店用ハ勿論本家方内談蜜事等諸向有之候節、連家之分并ニ別家案中打寄熟談致、疎々、略無之様大切ニ相談可被致候、若又銘々存寄リ願半又ハ差障リ遠慮等有之、難決事ニ候ハ、入札書人させ、多分方ニ決談治定可被致候事、

但シ家法内定諸仕方之趣兼而存シ不被申、一家縁者之家中右内談之席(容易)相交セ中間敷、勿論婦人ヲ以表用相談差配等堅爲致申間敷候、兎角婦人ハ諸事親夫ニ隨ヒ差圖ヲ請、諸親類互ニ無味意深切ニ相交リ、家内ヲ堅固ニ取納、平日世牀方無油斷氣ヲ附、聊費奢ケ間敷義無之様質素古常ニ致、儉約堅相守、無用之人ハ不申及不實不行義成人一切爲立人申間敷事、

一 兩本家ハ勿論、連家其外別家中一統相互ニ不實不致、不義理疎遠等無之様、兼而深相慎、平和睦間舖解至極入魂深切肝要事

一 ニ相心得、必不和中等之義決而有之間敷候事、

并ニ兩本家ハ一牀之事ニ候ヘハ、若万一不和中等之義自然出來候ハ、先祖親之木意ニ不叶、且家騒亂之基甚々大切成事ニテ相互ニ深恐慎、子孫代ニ親厚ク、努々疎遠慮略堅仕間敷候事、

一 京大坂店、手代、子供、下男ニ至ル迄、仁愛以憐愍深ク、忠孝ヲ勵シ、其身ヲ納候様厚ク世話致、隨分見育、家族増榮仕候様深切ニ相心得可申事、

并ニ別家中諸事慈意ニ世話致、殊更名跡相續等之義ハ別而厚世話至、數代名跡相續無恙様大切ニ取斗可申候、且又店々通勤別家ハ勿論手代中ニ至迄、兩本家又ハ連家へ私用ニテ呼寄召遣申仕間敷候、尤兩本家名跡人ニ氣等之節、或ハ無據用ニ候ハ、相談之上呼寄召遣イ申儀ハ格別之事、

一 短命ハ先祖へ對シ、不孝跡之事ニ候得ハ、平生身之養生至極大切ニ相心得、飲喉程嗜嗜事等別而相慎、不養生堅仕間敷候事、

并ニ銘々分限ヲ能辨、分外不相應之失望或ハ名聞世間ヲ憐、不益之心勞仕間敷候事、

一 町内者勿論外様并ニ立入商人方職方家中へおふへい慮外不禮無之様、平生急度相慎、世間之仁口重ク恐、身分謙リ、風俗等ニ氣ヲ附、柔和古當專一ニ相心得可申事、

但シ人ニ品々あり、善惡邪正其氣質ヲ能見知り、心入不宜人必念頃ニ仕間敷候、殊ニ中年以下未熟之者ハ別而友ヲ撰、悪友ニ堅交リ申間敷候事、

一 他家外様之家中ニ多ク附合、遊參見物參會等其外音進取遣リ世間廣ク仕弘、無益之隙入費等之類一切仕間敷候事、

并ニ世間名高キ歷々成ル町人衆家宅、諸道具、衣服等其外高上成ル噂一切爲致申間敷候、自然と心移リ安ク奢之端と相成候間、會而聞入申間敷候事、

一 遊女・藝子・舞子之類ハ不申及、其外自身之好ニまかせ女房呼入候義ハ堅ク誠之事ニ候得ハ、本家・連家者不申及、別家中一統堅仕間敷候事、

并ニ妾宅内證我儘ニ拵候義堅仕間敷候、尤本妻始メ一家案中相談得心之上、無據召抱させ候儀ハ格別之事、

但シ遊女・藝子・舞子之類ハ勿論、本人又ハ親兄弟人柄氣質不且者撰ニ召抱させ申間敷候、且又主人氣ニ入候共、一家中別家中相談之上暇可遣之段申間敷候ハ、無違背早速不通之暇速ニ遣シ可申事、

一 本家方主人年齡五十歳以下、平常綿服可爲候、縦他參之節たり共、衣服ハ勿論脇指・提物等隨分古當之品、致着用、過美葉手成ル風牀堅仕間敷候事、

并ニ妻子之分右同斷、殊ニ婦人之衣服過美結講成小袖帶皮等一切著用爲致申間敷候事、

附リ乗物ハ不申及、板屋根加籠往來、又ハ供廻リ大勢召連させ申間敷候事、

一主人ハ勿論妻子家内平日禁酒可爲候事、

并ニ平日珍物其外美喰相好申間敷候、式日又ハ祝日縱客來有之候共、汁三菜限り可申候事、

附リ私宅ハ無益之客來、酒宴、遊興堅仕間敷候、元來酒ハ無斗とて家法誠之分、且又不養生第一之事ニ候得ハ、兎角程能相愼、別而他出之節杯ハ取分氣ヲ附可申事、

一茶器鑄道具之類ハ不申及、惣而價高直成道具諸式堅相求メ申間敷候事、

并ニ道具類數寄好致、道具屋衆ニ繁ク交リ無用之事ニて候、進メニ隨ハ好ニまかせ自然と奢之變氣と成、然而爲不申候、能々心得可有之候事、

附リ香具屋立入堅爲致申間敷候、且又櫛がらひが其外價高直成品一切爲相調申間敷候、都而婦人衣類ハ勿論髮鋸リ等至而古當專一ニ爲至可申事、

一芝居役者・太鼓持・淨智理語り、相撲其外藝者之類家内ハ立入、堅爲致申間敷候、且又右林之者外ニ而も交リ附合一切仕間敷候事、

并ニ亂舞方役者衆、或ハ茶師・繪師其外都而遊藝職分之衆中右同斷之事、

一武藝何ニ不寄稽古堅仕間敷候事、

并ニ町人帶刀ハ勿論長脇指御法度之事ニ而堅著用仕間敷候事、

一尺八・琴三味線・鼓弓之類堅稽古仕間敷候事、

但シ男女共十五才迄之内少シ之嗜ハ格別之事、

一淨瑠璃・小哥・身振物まね・踊等之類堅稽古仕間敷候事、

并ニ座頭・藝女其外藝者之方ハ一切立入申間敷候事、

一舞樂・能・囃子・狂言・亂舞之類一切稽古仕間敷候事、

并ニ茶之湯・通飲・誹諧・鞠・香右同斷之事、

一遊藝稽古者勿論、惣而他業ヲ一切學ビ申間敷候、町商家人分際之事ニ候得ハ、文盲無藝不器用少シも恥ニあらず、世間見來リ候所、器用發明諸藝に達シ、文才も有之、書籍等ニも通達致シ、世間賢ク、却而人ニそやされ、利口ヲ振舞、無益成ル事ニ極ヲ費不帳渡世之筋ヲ輕ク敷、心安ク思ひ、我本業家職に疎ク身休傾ケ衰候衆中儘有之事にて、是等之類且ハ其身之仇ト成リ、眞之恥可爲事、只銘々家業之道下向ニ深ク思ひ込、身心之懲出精人ニ越江商賣跡渡世之事ニ賢、身元増榮手厚ク成シ、益々家業自ニおいてハ當代之主人并ニ支配方之面ニ規模手柄譽共相成、本意之事ニて、必他事ニ心不移、ひたすら家業渡世之道怠リ龜略堅仕間敷候事、

并ニ男子之分幼少ハ右之心得常ニ申聞セ、生達惡敷辨附不申様嚴敷養育、成人之上難義後悔無之様相心得可申事、

一神佛平日信心厚ク仕、朝夕參拜看經懈怠無之様至極大切ニ相勤、聊龜略堅仕間敷候事、

并ニ元祖始メ先祖代々年忌・法事・吊・供養等不絶大切ニ相勤、且又正當忌日ハ不及申ニ、毎月忌日精進ハ勿論、身分堅固ニ相愼、遊參他出都而龜略ケ間敷儀等無之様、必々堅相心得可申事、

一殺生何ニ不寄恐愼堅仕間敷候事、

并ニ放生會施行之類、其外困窮之方救、合力等志次第相應ニ施會可仕候事、

一代々淨土宗門改宗堅仕間敷候事、

并ニ大坂生玉圓通寺・京都五條延壽寺・伏見設眞寺、右三ヶ所之外石塔・墓所何方ニ而も新規ニ拵ヘ申間敷候事、

一男女ニ不限、歸依寺僧尼其人相互ニ一代ヲ限り跡々相續仕間敷候、且又僧尼・稱宣・山伏・其外祈禱者之類ニ泥迷ヒ、多分之金銀堅出し申間敷候事、

并ニ寺社方勸化講中等へ堅相加リ申間敷候事、

一 備佛神之三教身分又ハ家内納之爲、餘力之折節、心掛相學ひ可申候、併シ家業之障リニ不成様聞、恐偏屈心得違堅仕間敷候事、

井ニ醫道・易者其外異學之類堅學ひ申間鋪候事、

一 他之寺社ハ勿論、縦宿坊又ハ氏神たりと共、一宇建立堅仕間敷候事、

但シ奉加・施入・寄進等ハ志次第可爲候、尤も此方が寄進奉加等之類他江一切進メ申間敷候事、

一 寺社方祠堂又ハ親類縁者等へ爲遺物家屋敷ハ不申及、過分之金銀、其外賄式、縦本人遺言たり共、堅送リ遣シ申間鋪候事、

但シ其品ニ寄銀子口メ以下之義ハ相談次第格別之事、

一 無縁之町人世上時之變化、景氣ニ隨ひ、商内多少年々不同安定ならず、且又家内不時不慮成物入或ハ臨時普請等も有之物に候得

ハ、平生萬事七八分ヲ限り、内庭ニ取賄ひ、右内外違變之時節、當惑無之様常々不時入用手當用意等專ニ相心得、必不覺語

仕間鋪候事、

井ニ難得金銀、難求メ家業之仕似セ是則商家之録同前ニ候ヘハ、若金銀又ハ仕似セ等仕失ひ候而ハ誠ニ魚之水ニ離たること

重而取返事不能、後悔無甲斐、就中至極大切此事ニテ努メ奮略堅仕間敷候事、

一 世間町家根負曆メの家柄厚身跡ヲ傾ケ衰ひ、其家潰レ滅亡致、跡形もなく成行候方粗在之候、其子細ヲ見聞致、必餘所事と不

存、我メ引當後學と成し可恐可慎事ニ而、是全ク其元ヲ忘レ、物事ニ堪忍なく恣ニして我不知いつとなく奢増長致、十分重疊と

成り、終ニ破滅之基イ、おさへて深ク恐慎可心得事にて、若萬々一銘々逆も平生不心得ニ而、若自然身上傾キ、身元衰滅ニ及

候而ハ後悔二度不歸、先祖へ對し大イ成ル不孝跡、子孫之難義、世間江之不面目、且又家族一統之勢ひ衰ひ、世間手狭ク家門

ニ烈之衰微無此上も一大事、可恐ハ此事而已、是全平生心得行常々可有之事ニ候、兎角質素儉約堪忍辛抱ヲ本ト致し、萬事ニ

氣ヲ附、身跡向キ至極大切ニ相心得、都而町家身跡之感衰ニ心ヲ附、必餘所事ニ慮メ不存、我身ニ引當自身ヲ顧、深ク心當ニ

掛ケ、後者之誠ト成シ、怠リ油斷努メ仕間敷候事、

但シ商家身跡潰レ見及候所品々有之、強主人放埒而已ニも不限、分限不相應ニ商内手廣ク仕懸ケ、依之世間江名聞ヲ飾リ、

内外之失墜多ク、其上他借銀之利足拂又ハ失却難用ニまとい、或ハ一家縁者且又手代ニ倒され、其外欲ニ迷ひ不慮之損銀、

家内不取締リ等々内損相重リ、終ニ用違金銀仕失ひ、身上難取續類、右跡之不仕覺不覺語是又何所事ニ不存、常々心得必々

油斷有之間敷候事、

右家法誠之條々、井ニ心得之趣、本家・連家者不申及、別家中一統、他家遊美長袖成ル風義ヲ不學、家法規矩定式

之趣、嚴重ニ守リ、家業不怠身心ヲ懲し、烈敷出精致、身元増榮手厚ク成し、家跡相續數代無恙長久而已肝要之第一至

極ニ相心得可申候、若自然家法定式ヲ相背キ規矩ヲ亂シ、我儘・氣隨・身持不行跡・放埒無分別成ル者出來候ハ、老

若男女ニ不限、縦名前之主人たり共不捨置、別家衆中打寄相談之上、家屋敷之分死後讓リ之者江名前切替、當人隠

居爲致可申候、萬一違背ニ及候者ハ根證文之通り無用捨早ク見限り、縁絶久離等速ニ爲致可申候、右跡之族家之仇、

子孫ニあらず、必不便慈愛或ハ遠慮又ハ他之聞江ヲ憚リ、等閑後延ニ致置、家ニ替候而ハ、先祖へ之不孝跡、子孫

眷屬末々迄大勢之難義、後悔二度不歸、決而有免用捨仕間敷候、右誠之條々心得之趣、是則元祖圓清之遺言可爲條、

謹而奉承知、急度可相守者也、

安永六丁酉正月

平井利左衛門印

同 利兵衛印

同 利右衛門印

同 利助印

右之一條當人は勿論、妻子井ニ別家中ニ至迄、平日失念心得違等無之様、京・大坂本家方毎年正月節會之上ハ勿

論、年ニ兩三度ツ、讀聞セ、常々掌ニ能覺させ、法外之筋堅相慎セ可申候、殊更男子之分幼少之時々能聞覺させ、理非善惡之辨能先祖之御高恩傳へ候様、本家方正月節會出席懈怠爲致申間敷候事、并ニ家法定式五冊、ケ條之趣ハ我カ家之學文、且先祖親々江生前之對面ト存、無等閑折々眞讀致、其意味深相考會得仕、掌ニ自知致、先祖代々之御心ニ相叶候様、平生諸事失念間違無之様、再應心學可仕候、尤ケ條ニ相洩候類在之候ハ、右之意味ニ准シ、連家・別家中無遠慮書加へ可被申候事、附リ元祖之御主人法名釋惠林居士十一月十四日正當御忌日ニて、業祖爲冥加、家名講と名附ケ、毎年十一月上旬ノ中旬迄之内、日限勝手次第、兩本家ニおゐて夜分家族之衆中會合致、右家法定式五冊之趣眞讀致、承知可仕候事、但シ會合精進禁酒可爲候事

家法定式 五冊

吉凶定式 五冊

都合拾冊也

安永六丁酉年正月

附記 拙稿「明治維新と商家心得書」(拙著「明治維新」所收二七頁)に、板本「主従日用條目」の著者、善次郎事池田義信を何人であるか不明と記して置いたが、後になってそれが一筆庵主人、淡齊英泉であることに気がついた。同書に同人の著書「善悪名所圖會」の廣告が掲載されてゐるにも拘らず、あまりにかけ離れてゐたため気がつかないのである。

(昭和十七年三月十九日稿)

M・T・ウァメル著『古典賃銀學說の發展』

Wernel, Michael Theodore:— The Evolution of the Classical Wages Theory.
New York: Columbia University Press, 1939. Pp. xii, 190-\$ 2.25—

三邊 清一郎

本書は、二世紀に近い發展を辿つてリカアドオの生活賃銀説となり、更に後にラサールの所謂「賃銀鐵則」として社會運動の理論的根據となつた古典賃銀學說の生成と發展の批判史である。

著者はまづ十七世紀初頭のイギリス重商主義文献、殊にトマス・マンの著作にこの學說の萌芽を認める。彼は、勞働者は全く働くことを好まないから、飢餓でこれを強要する必要があるといふことが、ごく初期の著作家の議論の出發點となり、根據となつてゐることを指摘してゐる。(P. 3)。それから續いて五章に亘り、特にペティ、ロック等の重商論者、獨佛の諸家、カンティロン、フュジオクライトとその後繼者達、マルサス以前の人口論者の著作を尋ねる。第六章では古典的綜合としてスミス、マルサスを取扱ひ、そして第七章では終局的綜合としてリカアドオ及びラサールを論じてゐる。

相當頁を費してラサールを論ずるこの最後の章は、本書の特徴をなすものではあるが、著者自身は彼れをあまり